

浅口市開発事業の調整に関する条例に基づく届出(協議)に係る図書一覧表

●：指定様式あり ○：参考様式あり

番号	申請図書	様式	備考
①届出(協議)関係書類	(1) 届出(協議)書	●	浅口市開発事業の調整に関する条例施行規則 様式第1号 ※正本1部、副本1部(計2部)
	(2) 委任状	○	・申請の手続を第三者に委任する場合は、委任状を添付 ・受任者の氏名、受任資格(行政書士又は建築士の別、登録番号)、事務所名、事務所の登録番号、住所、電話番号・FAX番号等の連絡先を記入
	(3) 事業計画書	○	・指定用紙に必要事項を記載
	(4) 資金計画書	○	・指定用紙に必要事項を記載
	(5) 開発行為施行等の同意書(土木委員)	○	・事業区域の土木委員の同意
	(6) 事業区域内の土地の登記事項証明書		・事業区域内の全ての土地の登記事項証明書を添付 ・受付日前3ヶ月以内のものを添付
	(7) 事業区域内の土地の地図証明書(公図の写し)		・事業区域の町名・地番・里道・水路等が表示された、法務局で交付される地図証明書(公図)を添付 ・受付日前3ヶ月以内のものを添付
	(8) 関係法令に基づく許可証等の写し		・道路、上水道、下水道等の公共施設の新設、接続、寄附等について、関係課と協議を行い、協議書を作成。
	(1) 位置図(1/10000)		・都市計画図に次の事項を明示 ・方位 ・事業区域 ・事業区域周辺の都市施設及び都市計画施設の位置及び名称 ・用途地域及びその他の規制区域等
	(2) 現況図(1/1000以上)		・明示事項 ・方位 ・事業区域の境界 ・事業区域内外の現地盤の高さ ・事業区域内及びその周辺の公共施設及び公益的施設の位置並びに形状
	(3) 土地利用計画図(1/1000以上)		・明示事項 ・方位 ・事業区域の境界 ・公共施設及び公益的施設の位置及び形状並びにその他構造物の位置 ・事業区域内外の道路の位置、形状、幅員及び建築基準法上の区分 ・予定建築物の位置、用途、敷地の形状及び面積 ・法面(崖を含む)の位置、形状及び勾配 ・凡例
	(4) 事業区域求積図(1/1000以上)		・明示事項 ・方位 ・事業区域の全面積 ・敷地が複数となる場合、各区画ごとの求積
	(5) 造成計画平面図(1/1000以上)		・切土部、盛土部を着色表示 ・明示事項 ・方位 ・事業区域の境界 ・法面(崖を含む)の位置、形状及び勾配 ・擁壁等構造物の位置、形状及び延長 ・開発道路の位置、幅員、勾配及び延長 ・開発道路の中心線とその測点及び計画高 ・敷地の形状及び計画高 ・宅地の計画高 ・凡例
	(6) 造成計画断面図(1/200以上)		・区域外の地形も含んだ断面を表示 ・明示事項 ・測点 ・区域境界位置 ・現地盤面と計画地盤面及びそれぞれの地盤高 ・法面(崖を含む)の位置、形状及び勾配 ・擁壁及び道路の位置及び形状 ・その他工作物の位置及び形状

②届出（協議）設計図書等関係書類

(7)	道路縦横断面図(1/200以上)	・明示事項 〈縦断面図〉 ・測点 ・勾配 ・現地盤高 ・計画地盤高 ・単距離及び追加距離 ・切土高 ・曲線 〈横断面図〉 ・路面、路盤の詳細 ・雨水枡及び取付管の形状 ・道路側溝の位置及び形状 ・埋設管の位置 ・道路横断勾配 ・幅員
(8)	排水施設計画平面図(1/500以上)	・放流先の図示に必要な範囲の外周区域を包括すること ・明示事項 ・方位 ・事業区域の境界 ・排水施設の種類、材料、位置、形状、勾配、延長 ・流水方向 ・吐口の位置 ・放流先の河川又は水路の名称、位置及び形状 ・流量計算書との照合符号 ・道路及び予定建築物の敷地等の計画高 ・凡例
(9)	給水施設計画平面図(1/500以上)	・明示事項 ・方位 ・事業区域の境界 ・給水施設の種類、材料、位置及び形状 ・取水方法及び位置 ・消火栓の位置
(10)	崖の断面図(1/50以上)	・明示事項 ・崖の高さ及び勾配 ・土質(土質が2以上あるときは、それぞれの土質及び地層の厚さ) ・崖面の保護方法 ・区域境界の位置 ・現地盤面
(11)	擁壁の断面図(1/50以上)	・明示事項 ・擁壁の種類、構造及び勾配 ・透水層の位置及び寸法 ・水抜穴の材料、位置及び形状 ・基礎地盤の土質 ・基礎ぐいの材料、位置及び形状 ・擁壁を設置する前後の地盤面 ・施行目地及び伸縮目地の位置、隅切補強の構造及び形状 ・鉄筋コンクリート造のときは、配筋図
(12)	道路構造図(1/50以上)	・明示事項 ・道路の幅員構成 ・路面及び路盤の材料、形状及び品質 ・側溝及び埋設管等の位置及び形状
(13)	排水施設構造図(1/50以上)	・明示事項 ・排水施設の種類、構造及び形状 ・放流先河川又は水路の名称、断面及び水位(低水位、高水位)及び吐口の高さ ・排水路縦断面図 ・鉄筋コンクリート造のときは、配筋図
(14)	工作物の構造図(1/50以上)	・橋梁、ボックスカルバート、貯水施設、ガードレール、消防水利施設、終末処理施設等について作成 ・明示事項 ・施設の名称及び記号 ・施設の材料、形状 ・鉄筋コンクリート造のときは配筋図
(15)	排水の流量計算書及び流量計算表	
(16)	擁壁の構造計算書	※見え高が1 mを超える場合のもののみ
(17)	建築図	建築物の平面図及び構造図等
③その他	市長が必要とする書類	